

第5回 吉川小学校区統合準備委員会 議事録（要旨）

日時： 令和2年8月18日(火) 午後7時～7時50分
場所： 山田錦の館
出席者： 山本貴美江 佐野喜晴 谷郷祐次 西本幸生 浦崎舞
井本玲奈 今村大介 生田佳美 阪本俊治 荒田のり子
大畑しづか 菊池真美 石野寛人 黒田リエ
西中記美代 福山育男 池町英克 市橋初美
藤川桂 山崎淑 長谷川珠里 富田佳泰
事務局 石田英之教育総務部長 横田浩一教育振興部長
坂田直裕学校教育課長 長池陽作教育施設課長
鍋島健一学校再編室長 山本智康学校再編室主査
小柳陽学校再編室主査 河賀健太郎学校再編室主査

1 開会

(委員長)

委員の皆様におかれては、ご多用の中ご出席をいただき、感謝申し上げます。今年の夏は特に暑く、皆様にはくれぐれもご自愛いただきたい。

本日については、通学・安全部会において話し合われている内容について、早急に協議を進めていただく必要があったため、前回7月21日から1か月を待たずに開催させていただいた。そのため、報告事項等がある部会についてのみ、報告等をしていただく。

審議に先立ち、本日は、委員の過半数が出席されているので、本日の会議が成立していることを報告する。

次に、本委員会の会議は原則として公開とすることとしているが、個人に関する情報を取り扱う場合など、協議する案件によっては非公開とすることができることとなっている。本日、非公開事項に該当する内容があればお知らせいただきたいと思うが、皆様いかがか。

【非公開該当事項なし】

それでは、本日の会議についてはすべて公開として開催する。

本日の会議の進め方について説明する。

まず、通学・安全部会長から部会での協議内容をご報告いただく。

部会長からの報告を受けて、質疑応答の時間を設ける。委員の皆様には、さまざまな視点からご質問いただければと考える。

その後、承認事項について皆様にお諮りする。

通学・安全部会の案件を協議した後、報告事項等のある部会長は、部会

で協議された内容や委員から出された意見、部会としての総意を決定した内容、今後部会で協議をしていく内容などについて報告願う。

各部会においては、今後継続して審議しなければならない内容もあると思うので、委員の皆様には部会への意見提案やアドバイスなど、積極的にご発言いただきたい。

2 報告事項

報告事項なし

3 各部会からの報告及び協議

(1) 通学・安全部会

(部会長)

第6回通学・安全部会を8月5日に開催した。本日は、通学バスの案件等、通学・安全部会における非常に重要な事項なので、急遽、統合準備委員会を開催していただいた。

中吉川小学校区の徒歩通学範囲についてこれまでの経緯をご説明する。

7月1日の第5回通学・安全部会において、中吉川小学校区の徒歩通学範囲が決定した。

しかし、その後、徒歩通学範囲の地区の区長等から、バス通学についての要望書が提出された。

その要望を受け、通学・安全部会長が、通学路の安全性について確認するために、3月に提出された中吉川小学校 PTA からの要望を基に、通学路の改善状況について市教育委員会に聞き取りを行い、協議を行った。

協議を行った結果、通学路の安全対策に進捗が見受けられないということで、7月21日の第4回統合準備委員会において、部会長の権限により、通学・安全部会において決定した徒歩通学範囲については再考するということを報告した。

そして、8月5日に開催した第6回通学・安全部会において、中吉川小学校区の徒歩通学範囲について再検討を行った。

まず、中吉川小学校 PTA からの要望を基に、通学路の安全対策について、市教育委員会から今後の見通し等の説明を受けた。その内容については、各関係機関と通学路の安全対策について調整を進めているものの、来年度の統合時までには改善が見込めない事項が多く、関係機関からも改善についての明確な予定や見通しが示されていない状況であるというものだった。

そこで、現時点で設定可能な、安全と思われる通学路について確認を行ったところ、そこにも多くの課題があった。1点目は、予定されている通学路

よりもかなり遠回りをしなければならないということ、そして2点目は、交通量の多い危険な箇所を通らなければならないということである。特に、県道西脇三田線の南側にお住まいの方については、県道を一度北側に横断して中吉川小学校まで行き、その後、再度交差点を南側に渡らなければならない。お住まいの場所によっては、交通量の多い県道を複数回渡らなければならない、そういう状況は大変危惧される場所であり、現在検討している通学路では、安全面で課題が多い。

また、吉川町は少人数の地区が多く、今後は、低学年の児童が1人で通学する可能性も出てくると考えられる。高学年の児童と一緒に通学する場合は安全面でカバーできることもあるかもしれないが、低学年だけになってしまうと、安全に登下校するということが困難になるかもしれない。だからと言って、保護者が全て責任を持って、児童の登下校の安全を確保するということにも無理がある。

したがって、市には、ハード面についての最大限の安全性を確保してほしい。そして、地域と市教育委員会とが共に子どもたちの安全を守っていく必要があるのではないかと考える。

こういった協議を経て、通学・安全部会としては、次のような結論を出したので、統合準備委員会において承認いただきたい。

まず、市教育委員会が提示した「3km以上をバス通学範囲とする」案については、市内の他校の状況も考慮し理解する。しかし、吉川町の地域性である少人数による通学における安全性を確保するために、中吉川小学校PTAからの要望にあった安全対策が改善されるまでの間は全地区をバス通学とすること。

次に、その危険箇所が解消された場合は、保護者、学校及び市教育委員会の協議により、バス通学から徒歩通学に切り替えるということ。

これらのことについて、最終的な決定は市教育委員会において行われることになると思うが、統合準備委員会においても承認いただきたい。

(委員長)

ただ今報告のあった事項について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思うがいかがか。

(委員)

通学・安全部会にも出席していたので、全体の流れについては理解するところである。

しかし、先ほどの説明の中の「部会長の権限により」という表現に違和感

があると感じた。前回の統合準備委員会でも、8月4日に発行された「統合準備委員会だより No.4」でも、そういった表現はなかったと思う。

なぜ、そのように表現されたのか疑問に感じた。

(部会長)

「部会長権限で」というのは、本来であればこのような事象の場合は、課題が生じた段階で部会を開催して協議すべきであったが、統合準備委員会までの日数が限られており部会を開催することができなかつたため、部会での協議を経ずに、統合準備委員会で徒歩通学範囲を再考することを報告させていただいた。そういった意味で「部会長権限で」と表現した。

(委員)

通学・安全部会では、部会長は「仮決定」とまとめられた。この「仮決定」という解釈が委員によってまちまちであった。

3 kmという通学距離の基準については、委員全員が共通理解していた。しかし、市教育委員会から提案のあった「4つの要件」に該当する場合は徒歩通学がバス通学になる、という意味で「仮決定」とまとめられたのかどうか。そこがあいまいだったのではないかというところがある。

この「統合準備委員会」の位置付けはどういうものなのか。各部会で協議をして、統合準備委員会で報告をし、承認されたことが、よく整理されないままに二転三転しているという状況があるのではないか。これで本当に「統合準備委員会」が機能しているのか、ということに疑問に思ったので発言させてもらった。

通学・安全部会の全体の流れに対して異議があるものではない。

(委員長)

他にご意見が無ければ、通学・安全部会から提案のあった案件について、統合準備委員会として承認したいと思うが、皆様いかがか。

【異論なし】

それでは、通学・安全部会から提案のあった案件について、統合準備委員会として承認する。

ここで、事務局に発言願う。

(事務局)

ただ今、統合準備委員会において承認された事項について、市教育委員会としての考えをお伝えする。

市教育委員会が策定した「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」において、「小学校の通学距離については、おおむね4 km未満は徒歩、おお

むね4 km以上は通学バスによるものとする。」という通学距離の基準を定めているが、地域の諸条件を考慮して距離の基準を4 kmから3 kmとする吉川地区の特例基準については、ご理解とご納得をいただいていると認識した。

また、「安全対策が改善されるまでの間は全地区をバス通学とする」ということが、通学・安全部会としての結論であり、統合準備委員会としての思いであることも理解した。

前回の通学・安全部会の際にも同様のご意見をいただいていたので、市教育委員会としては前向きに検討する旨を通学・安全部会でお伝えしていた。

3月7日に通学・安全部会が通学路の安全確認を行った。その際、鍛冶屋地区を通り、みなぎ台から下ってくる坂の下で道路を横断して、現みなぎ台小学校へ登校することで、県道を渡ることなく安全に、かつ、多くの地区の通学距離が減少するという通学・安全部会員の皆様と確認した。

安全対策としては、その箇所に「横断歩道」が設置されることが必要であると考えている。そして、それだけでは不十分で、そこに「信号」が設置されてこそ安全であると考えている。

したがって、先ほど統合準備委員会において承認された「安全対策が改善されるまでの間は全地区をバス通学とする」という中の「安全対策」とは、その箇所に「横断歩道」と「信号」が設置されることを一つの条件としたいと考えている。しかしながら、関係機関との協議の中では、横断歩道や信号の設置には非常に長い年数がかかり、年数をかけたとしても信号の設置はハードルが高いと聞いている。

また、横断歩道が設置されたとしても、その横断歩道を通らない地区が3地区ある。もし横断歩道が設置されて、徒歩による通学をする児童の多くが横断歩道を通るようになれば、一緒に通学する人数が減ることになり、小学校で行われている集団登校による安全の確保ができなくなるのではないかと考えている。

したがって、集団登校ができなくなる地区については、教育的な配慮が必要であると考えている。

これらのことから、先に申し上げた横断歩道及び信号が設置され、安全対策が確立されるまでは、全地区をバスによる通学とするという統合準備委員会の意見を尊重し、その方向で準備を進めたいと考える。

また、8月5日の通学・安全部会において、「たとえ、横断歩道や信号が設置されたとしても、吉川小学校（仮称）を運営する上では、その段階における児童の状況や通学路の状況等を総合的に勘案し、学校として再度通学方法について検討する必要があるのではないかと。つまり、学校としては、横断歩道や信号が設置された時点で、再度通学方法を検討しなければならないの

ではないか。」とのご意見があった。

市教育委員会は、そのご意見を受けて、実際に学校を運営していく上では大変大切な視点であると考えている。

したがって、横断歩道や信号が設置されたとしても、その段階で、通学方法についてどうするべきかを、再度、学校長を中心に検討するというようにしたいと考える。

(委員長)

ただ今、事務局から発言があったが、委員の皆様にご意見をうかがいたいと思う。皆様いかがか。

(委員)

このことについて、先ほどの通学・安全部会からの提案の際には、「危険箇所が解消された場合は、保護者、学校及び市教育委員会の協議により、バス通学から徒歩通学に切り替える。」となっていたが、今の事務局の説明によれば「保護者、学校及び市教育委員会の協議により、バス通学から徒歩通学に切り替えるかどうかを検討する。」という解釈でよいか。

(事務局)

委員のその解釈のとおりである。

「危険箇所」として考えている箇所は複数あるが、通学・安全部会の皆様と確認した、みなぎ台から坂を下りてきた箇所が、安全対策の上での一つの要の箇所であると考えている。

また、委員がおっしゃったように、「横断歩道や信号が設置されたとしても、その段階で、通学方法についてどうするべきかを、再度、学校長を中心に検討する」ということとしたい。

(委員)

今、話題になっている、横断歩道や信号を設置しようとしている箇所は、数年前に大きな事故が起こった。そこが安全だとは思えない。山陰になっているので冬場は凍結する。自分自身も車を運転してその箇所を通る。スピードには気をつけて運転をしているが、スピードが出過ぎてしまっているかもしれないと感じることもある。また、スピードが出過ぎている車を見かけることもある。

「そこを安全に」と言われても、そこが安全なのか疑問に感じた。

(事務局)

なんとか横断歩道を設置することでできれば、渡瀬地区、貸潮地区、鍛冶屋地区の子どもたちもそこを歩いて通学することができると考えて、当初通学ルート案を作成した。そのためには、横断歩道だけではなく、例えば、

押しボタン式の信号や標識を設置したり、坂道なので段差をつけてスピードが出過ぎないようにするなど、様々な安全対策について、再三関係機関にかけ合ってきたところである。

関係機関としても、横断歩道の必要性は理解するものの、あの急な坂のあの位置に横断歩道や信号を設置するのは危険であり、なかなか難しいという結果だった。

そこで、市教育委員会では、数年かけたとしてもその箇所に横断歩道や信号を設置するのは難しいと判断した。

その箇所に横断歩道の設置ができないとなると、渡瀬地区、貸潮地区、鍛冶屋地区の子どもたちは、一度中吉川小学校側に道を渡った後、もう一度みなぎ台小学校側に道を渡らなければならず、負担が大きくなってしまう。

したがって、渡瀬地区、貸潮地区、鍛冶屋地区の子どもたちはバスによる通学にするべきではないか。

そうすると、徒歩による通学は、有安地区、ひばりが丘地区、大畑地区だけになり、非常に少数であるので、集団登校を成しえなくなってしまう。

そのため、有安地区、ひばりが丘地区、大畑地区の子どもたちについてもバスによる通学にするべきではないか。

市教育委員会としては、そのように考えを改めたところである。

その他の事項についても、要望をいただいている。それらについては、全て関係機関に要望を上げているところである。

市教育委員会としては、これからも関係機関に要望する等、様々な形で安全対策を講じる努力を続けていくが、安全対策が確立したからといって、すぐに徒歩通学をバス通学に切り替えるというのではないと考える。

子どもたちの状況をはじめ、様々な状況が変わっていることが考えられるので、その時点で改めて協議をすることになると考える。

(委員長)

ただ今、事務局から、全地区をバス通学とする方向で準備を進めていくということ、そして、安全対策が確立した時点で、通学方法について再検討するという回答をいただいた。

統合準備委員会としては、この方向で進めていきたいと思う。

(2) PTA 部会

(部会長)

8月4日に、第7回のPTA部会を開催した。

これまで、PTA部会では、統合校のPTA会則及び細則を検討してきたが、第7回の部会において、これを決定することができた。

これに伴い、統合校での初年度の役員選出については、統合する各小学

校から2名ずつ選出することになっているため、依頼書を作成して各小学校のPTAへ依頼する。そこには、3年間の免除規定や本部役員選出方法等の情報も提示している。

卒業アルバムの作成については、初年度の学級懇談会で各学級で検討するというのを、前回の統合準備委員会で報告していた。

PTA部会で、学級懇談会で検討するための資料を作成した。それを配布する予定にしている。

今後の予定としては、統合校でのPTA活動がスムーズに行えるよう、細かな部分を調整していきたいと考えている。

4 その他

(事務局)

保護者や地域の方からよくご質問がある事項について、3点お伝えさせていただきます。

まず1点目は、避難所についてである。「閉校する学校があるが、避難所はなるのか。」とよく質問を受ける。閉校後の学校の利活用については、市教育委員会だけではなく、三木市で「廃校利活用検討委員会」を立ち上げ、様々な角度から検討を行っている。

吉川町内で今回閉校となる中吉川小学校、上吉川小学校は、2次避難所に指定されているが、次の利活用方法が決まるまでは、避難所としての機能を維持する。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中での統合の進捗状況や今後の予定についてである。地域の方からも統合準備委員の方からもよく質問を受けている。

吉川小学校区においては、6月の交流事業を中止としたが、みなぎ台小学校の紹介ビデオを作成して他校の児童に見せたり、児童アンケートを実施するなどの取組を続けてきた。交流事業については、10月以降に複数回の実施を計画している。

また、休校期間中も教職員は勤務を続けていたので、教職員相互による教育内容や学校生活のルール等の調整作業、引越しの準備に係る作業は計画に沿って進めている。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響により、遅れている部分もあれば、計画どおり進んでいる部分もある。遅れている部分については、今後リカバリーしていく予定である。

したがって、現段階では、実施方針に示している年度に統合を行う予定としており、遅らせることはない。新型コロナウイルスの影響も考慮しながら、

統合準備を進めていく。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が、今後どのように出てくるか分からない点も多いので、今後の感染状況を注視していく。

3点目は、東吉川小学校の統合時期についてである。これについては、先日の神戸新聞にも、総合教育会議での協議内容として掲載された。

東吉川小学校の統合時期については、今後も保護者との意見交換や、地域の方との話し合いを継続して行っていく。まずは、統合の意義や統合準備の進捗状況をしっかりとお伝えし、その上で、統合についての理解を深めていただくことが大切であると考えている。

市教育委員会としては、これらの取組を進めた上で、今年度内には、東吉川小学校の統合年度を決定したいと考えている。

(委員長)

ただ今の事務局からの報告について、質問等があれば発言願う。

(委員)

廃校利活用検討委員会は、中間報告や結論はどういうタイムスケジュールで行われるのか。

(事務局)

昨年度に委員会を立ち上げ、数回会議を開催しているが、まだ市民の皆様にご報告できるような段階ではない。

ただ、避難所については、皆様にご心配されており、ご質問も多くお受けするため、ある程度の方向性を本日お伝えしたところである。

(委員)

市政懇談会の際に、よく質問事項として出てきているのでお聞きした。

(事務局)

廃校利活用検討委員会は、現在は市の職員で組織して、廃校利活用について協議している。

どのように検討をしているのかというと、まずは市で、今後どのように活用できるのかを検討している。例えば、市の事業として、別の用途で使用できないか等を検討する。市で具体的に使用できる用途がなければ、次に、地域で活用の方法がないかを地域にうかがう段階がある。市でも活用しない、地域でも活用しないとなれば、最終的に民間に売却する等の選択肢もあるが、まだそんな段階ではなく、市で何か活用できないかということを検討している段階である。

タイムスケジュールとしてお伝えすることはできないが、検討の段階とし

ては、現在はそういう状況である。

(委員)

それは、教育委員会の中にあるのか。

(事務局)

教育委員会の中にあるのではなく、市全体で組織している。事務局は、企画政策課が務めている。教育委員会の職員もメンバーとして入っている。

(委員)

通学について、市教育委員会にはPTAの要望を前向きに検討いただき、本当にありがたい。

バスによる通学になったとしても、バス停までの見守りは、「人の目の垣根隊」にもお願いしていかなければならないと思うが、市教育委員会では、全体で何人の方が登録されていて、学校毎に何人おられるかという状況を把握しているのか。

三木市総合計画の中にも、「人の目の垣根隊」についての記載が2か所ある。「登録されている方が高齢化により少なくなってきたので、参加を呼びかけていこう。」という旨の記載がある。現状が751人の登録であるが、将来の目標値として2024年に820人まで増やすという目標になっている。

(事務局)

人の目の垣根隊については、青少年センターが所管しており、教育委員会内で連携している。学校毎の登録人数についても把握しているので、通学・安全部会で通学の見守りについて協議をする段階になれば、学校毎のデータも用いて協議を進めていく。

(事務局)

三木市総合計画では751人の方が登録されているとなっているが、現在実際に子どもたちの登下校時に活動いただいている方は、市全体で200人程度だと聞いている。学校毎の人数については、学校によってばらつきがあるという現状である。

(事務局)

人の目の垣根隊は、三木市でスタートした取組であり、市町合併した時点では、吉川町には仕組みがなかった。吉川町でも地域の方による登下校の見守りは当時もしていただいていたが、三木市のように組織にはなっていなかった。そういう経緯の中で、吉川町はこの取組が浸透していきにくい状況である。活動されている人数も、少ないというのが現状である。

今後は、バスによる通学を検討していくことになるが、子どもたちの見守りは必ず必要になるので、吉川町でも人の目の垣根隊の会員を増やしていただければと考えている。

三木市全体で、子どもたちを見守る方を増やしていかなければならないと考えている。地域の方にご協力をお願いしていきたい。

(委員)

市教育委員会におかれては、通学の課題について、本日の回答までに、協議を重ねていただいたことと思う。

中吉川小学校の保護者の皆様は、本日の市教育委員会からの回答を待ちわびていた。本当にありがたく思う。

バスに乗ったから安全かという、決してそうではない。これでゴールというわけではない。残された時間で、安全な通学についてしっかりと検討を進めていきたい。

このことについては、地域の方にも大変ご心配いただいたので、できるだけ早くお伝えしたいと思っている。「統合準備委員会だより」はどれくらいのスケジュールで発行されるのか。

(事務局)

できるだけ早く発行しようと考えているが、発行までには、10日から2週間が必要であると考えている。できるだけ早く発行するよう努める。

また、統合準備委員会の会議は公開の会議であるので、今日の会議の内容を皆様にお伝えいただくことは可能である。

(委員長)

次回の日程等について、事務局から提案願う。

(事務局)

今のところは、10月下旬から11月上旬に次回の統合準備委員会を開催したいと考えている。

5 閉会

(副委員長)

バスによる通学について、市教育委員会からよい回答をいただけたこと、本当にありがたい。この件については、中吉川小学校の関係者の皆様には大変な心労をおかけした。

様々なことを決めていくに当たって、委員ではない方からも様々な意見を聞くこともあると思うが、来年から始まる新しい学校のために、私たちも精一杯がんばっていかなければならない。市教育委員会には、今後も無理をお願いしないといけないこともあるかもしれないが、あと半年、皆様

とがんばっていきたいと思っているので、よろしくお願い申し上げます。